

【1997年12月19日】老人医療費拠出金について（論点整理）

医療保険福祉審議会（運営部会第5回）

平成9年12月19日
医療保険福祉審議会運営部会

老人医療費拠出金について（論点整理）

平成7年の老人保健法改正法附則により3年以内を目途とした検討が求められている老人医療費拠出金の算定方法を中心として、これまでの審議の過程で明らかにされた論点を整理すれば、次のとおりである。

老人医療費拠出金制度については、抜本改革のための検討を急ぐべきである。

増大する拠出金負担は各保険者の運営を圧迫しており、老人医療費拠出金の在り方を論ずる前に、全保険者を通じた拠出金負担の軽減を図る観点から、老人医療費の適正化に徹底して取り組むべきである。

平成7年改正法附則に基づく拠出金算定方法の見直しについては、次のような意見があった。

- ・ 老人医療制度の抜本見直しの方向を踏まえる必要があり、その見通しがなければ検討に入れない。
- ・ 議論の前提として、先ず資料を十分に検討し、共通の問題意識の整理を行うことが必要である。
- ・ 抜本改革には真剣に取り組む必要があるが、それに至らないまでも、現行制度の枠組の中で不公平の是正に取り組むべきである。

老人加入率上限については、次のような意見があった。

- ・ 現在の上限は高齢化率の高い保険者に深刻な財政影響を与えているため、老人保健法本則に基づき全保険者のおおむね3%が該当するような値とするなど撤廃ないし引上げを行うべきである。
- ・ 上限制度などの個々の事項をばらばらに議論するのは適当でなく、老人医療費拠出金制度全体の在り方を議論すべきである。

老人医療費拠出金の算定対象となる加入者の範囲については、次のような意見があった。

- ・ 一般に稼得能力がないと考えられる未成年者を除外すべきである。
 - ・ 全国民が老人医療費を公平に負担するという考え方に立つことが適当である。
- 老人医療費拠出金による調整の範囲については、次のような意見があった。
- ・ 老人の支払う保険料を老人医療費に先ず充てるなど、老人保険料を考慮した調整

方法を検討すべきである。

- このような改正は抜本改革の中で議論すべきである。
- 老人医療費が若年者医療費を超える部分を調整対象とすることを検討すべきである。

退職被保険者等に係る老人医療費拠出金については、次のような意見があった。

- これまで退職者に係る老人医療費拠出金については国保の一般被保険者が負担してきているが、老人医療費の公平な負担のためには、これを退職者医療制度を通じて被用者保険者が負担すべきである。
- この問題と老人医療費拠出金の算定方法の見直しとは直接的な関連はないのではないか。
- このような改正は退職者医療制度の考え方を変更するものである。

さらに、退職者については、次のような意見があった。

- 退職者の多くが年金受給者であることにかんがみれば、これらの者に係る公費の投入もあり得るのではないか。
- 退職者も含めて被用者保険で生涯を通じて自己責任で対応するという考え方もある。